

昭和町自転車用ヘルメット購入費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自転車を利用する者のヘルメット着用を促進し、重大事故を未然に防止するため、自転車用ヘルメットの購入に係る経費に対し予算の範囲内で補助金を交付することについて、昭和町補助金等交付規則（昭和49年昭和町規則第1号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、ヘルメットとは、自転車に乗車する際に着用するヘルメットであつて、次のいずれかの認証等を受けたものをいう。

- (1) 一般財団法人製品安全協会が安全基準に適合することを認証したSGマーク
- (2) 公益財団法人日本自転車競技連盟が安全基準に適合することを認証したJCFマーク
- (3) 欧州連合の欧州委員会が安全基準に適合することを認証したCEマーク
- (4) ドイツ製品安全法が定める安全基準に適合することを認証したGSマーク
- (5) 米国消費者製品安全委員会が安全基準に適合することを認証したCPSCマーク
- (6) 前各号までに相当する安全基準を満たしていると町長が認めるもの
(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助金対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) ヘルメット購入時において町内に住所を有する者
- (2) 町税の滞納がないこと。ただし、未成年者については、保護者が町税を滞納していない者

(補助対象経費及び額)

第4条 補助対象経費は、令和5年1月1日以降に購入した自転車用ヘルメットの購入費とする。

2 補助金の額は、補助対象経費に相当する額とし、2,000円を限度とする。ただし、自転車用ヘルメットの購入金額が2,000円未満のときは、当該購入金額

とし、その額に100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額とする。

- 3 補助対象経費は、ヘルメットを着用する者1人につきヘルメット1個かつ1回限りとする。

(補助金の交付申請等)

第5条 補助金の交付を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、昭和町自転車用ヘルメット購入費補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)に、ヘルメットの購入に要した経費の支払手続が完了したことを証する書類(領収書等)を添えて、町長に提出しなければならない。

- 2 補助対象者が未成年である場合は、その保護者が当該補助対象者に代わり申請する。

(補助金の交付決定等)

第6条 町長は、前条の規定による申請があつた場合は、その内容を審査し、適当であると認めたときは、昭和町自転車用ヘルメット購入費補助金交付決定通知書(様式第2号)により、不相当と認めたときは昭和町自転車用ヘルメット購入費補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

- 2 町長は、前項の規定に基づき補助金の交付を決定したときは、速やかに補助金の交付を行うものとする。

(補助金の返還)

第7条 町長は前条の規定により補助金の交付決定を受けた申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

(1) 偽りその他不正な手段により交付決定を受けたとき。

(2) 補助金の交付の条件に違反したとき。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。